# 社団法人被害者サポートセンターおかやま (通称 VSCO) を支援する会会則

## (名称)

第1条 この会は、社団法人被害者サポートセンターおかやま(通称 VSCO) を支援する 会という。

#### (事務所)

第2条 この会は、事務所を岡山県岡山市に置く。

(目的)

第3条 この会は、チャリティ事業等を実施しその収益を岡山県内の犯罪被害者支援団体である社団法人被害者サポートセンターおかやま(通称 VSCO)に寄付することによって、事件事故の被害者やその遺族が再び平穏な生活を営むことができるまちづくりに取り組むことを目的とし、この目的を達成するために必要な事業を行う。

## (会員)

- 第4条 この会の目的に賛同して入会した個人又は団体をもって、この会の会員とする。 2 会員を対外的には呼びかけ人と称する。
- (入会金等)

第5条 入会金及び会費は徴収しない。

#### (役員等)

- 第6条 この会に、会長1名、副会長3名以内、事務局長1名、運営委員若干名、及び監事2名を置く。(以下、これらの者を「役員等」という。)
  - 2 役員等の任期は2年とし、補欠または増員により選任された者の任期は、前任者 または現任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 会長、副会長、事務局長及び監事は、総会で選任し、運営委員は、会長、副会長 及び事務局長をもって構成する会議(以下、「三役会議」という。)で選任する。
  - 4 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 6 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、この会の常務を掌理する。
  - 7 監事は、この会の財産の状況及び業務執行の状況を監査する。
  - 8 役員等は、無報酬とするが、その職務を行うために要する費用は支弁する。

## (会議の種別)

第7条 この会の会議は、総会、運営委員会及び三役会議とする。

## (総会)

- 第8条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
  - 2 総会は、この会則に別に定めるもののほか、事業計画、事業報告、予算及び決算 の承認などこの会の運営に関する重要な事項を議決する。
  - 3 通常総会は、毎年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は、運営委員会が必要と認め たときに開催する。

- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。
- 6 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 7 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 やむを得ない理由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知 された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委 任することができる。この場合において、前2項の適用については、出席したもの とみなす。
- 9 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

# (運営委員会及び三役会議)

- 第9条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長及び運営委員で構成する。
  - 2 会長は、この会の事業を執行するため、必要に応じて、運営委員会又は三役会議 を招集する。
  - 3 前条第6項ないし第9項は運営委員会に、前条第9項は三役会議に準用する。

#### (事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

# (会則の変更)

第 11 条 この会則は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更する ことができない。

# (解散及び残余財産の処分)

- 第12条 この会を解散する場合は、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得なけばならない。
  - 2 解散のときに存する残余財産は、社団法人被害者サポートセンターおかやまに 寄付する。

#### (細則)

第13条 この会則の施行について必要な事項は、会長が運営委員会の議決を経て別に定める。

## 附則

- 1 この会則は、平成22年8月5日から施行する。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、平成22年8月5日から平成23年3月31日まで とする。